

八王子市総合教育相談室設置要綱

(目的)

第1条 八王子市の学校及び家庭における児童、生徒等の教育についての相談や教育指導に関する相談に総合的に応じるため、八王子市総合教育相談室(以下「相談室」という。)を設置し、運営に必要な事項を定める。

(設置場所及び管理運営)

第2条 相談室は、八王子市教育センター内に設置し、その管理運営は学校教育部教育支援課が行う。

(業務)

第3条 相談室は、次の業務を行う。

(1) 相談業務

- ア 心理教育相談
- イ こども電話相談
- ウ 青少年健全育成相談
- エ 学校相談
- オ 教職員相談
- カ 就学相談

(2) 学校支援業務

- ア 巡回相談
- イ 登校支援

(3) 研修業務

(4) 緊急支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(相談時間)

第4条 相談室の相談時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休業日)

第5条 相談室の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める日

(相談方法)

第6条 児童・生徒及び青少年とその保護者、教職員等からの電話・来所による相談及び

学校からの巡回・派遣による相談等を別に定める方法により受け付ける。

(相談員)

第7条 相談室に相談員を置く。

2 相談員は非常勤の嘱託員とする。

3 相談員は上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。このほか服務については他に定めるところによる。

(顧問及びスーパーバイザー)

第8条 相談室に顧問及びスーパーバイザー（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、相談員の資質向上を図るために、専門的な立場から教育相談活動に関する指導助言や研修等を行う。その処遇については別に定める。

(相談員の研修)

第9条 相談員は内部研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的に参加し、その専門性や資質の向上に努めるものとする。

(相談資料の収集及び管理)

第10条 相談に伴い情報を収集するときは、目的達成のために必要な範囲で適法かつ公正な手段で行わなければならない。

2 収集した情報は、目的を達成するためにのみ用い、漏洩、滅失又は棄損することがないよう、適正に管理するものとする。

(文書の保存期間等)

第11条 相談に伴い作成する文書（以下「作成文書」という。）の保存期間は、相談の完結した日（相談が中断している場合は、最終相談日）の属する年度の翌年度1年とする。

2 保存期間を経過した文書は、保存期間経過後、直ちに焼却その他の方法により廃棄しなければならない。

(分室の設置)

第12条 相談室の業務のうち登校支援に係る業務を行うため、相談室に分室を置く。

2 分室は、市立高尾山学園内に設置する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。